

未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料

平成27年1月14日

基幹統計名	民間給与実態統計
実施府省・部局名	国税庁長官官房企画課

1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	「民間給与実態統計調査」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査である。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。
作成の方法	事業所を対象とする標本調査の結果により作成。
統計体系の見直し、調査の沿革	<p>民間給与実態統計調査は、昭和 24 年分から始まり、以後毎年実施している。昭和 29 年分の調査から、統計法に基づく指定統計（第 77 号）となり、平成 19 年の統計法改正により、平成 20 年分の調査からは基幹統計とされている。</p> <p>最近の見直し例は以下のとおり。</p> <p>（平成 19 年 12 月 7 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集計結果の業種分類を現行の 10 分類から 14 分類に変更する。 ○ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の改正を踏まえ、給与所得者用調査票の「損害保険料控除」欄を「地震保険料控除」欄に変更する。 ○ 給与階級別の諸控除に関する集計表に男女別表章を追加する。また、再雇用制度の導入等を踏まえ、年齢別表章の 60 歳以上の区分に、60～64、65～69、70 歳以上という区分を追加する。 <p>（平成 20 年 12 月 2 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の第 12 回改定を踏まえ、業種分類の変更を行う。 <p>（平成 22 年 12 月 20 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が行っていた紙媒体等による調査業務について、従来行っていた配布業務の民間委託に加え、回収・審査等一連の調査業務を民間委託したことに伴い、同調査票の提出先を国税局長から国税庁長官に変更。 <p>（平成 23 年 12 月 12 日承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度の所得税法改正に伴い、調査票（給与所得者用）の表記を変更（「一般扶養親族」から「一般の控除対象扶養親族」等）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ e-Tax（国税電子申告・納税システム）によるオンライン調査から政府統計共同利用システムによるオンライン調査システムへ移行 等 （平成 24 年 11 月 26 日承認） ○ 平成 22 年度税制改正に伴い、調査票（給与所得者用）に「介護医療保険料控除額」を追加 ○ 非正規の給与所得者の増加に伴い、調査票（給与所得者用）の職務欄を変更（「パートタイマー」に代え、「パートタイマー、アルバイト等非正規の給与所得者」の区分を設ける） ○ 調査票様式について、一部の調査項目をマークシート方式に変更する等、誤記入防止等を目的とした所要の変更 												
最終改正以降の見直し検討状況等	税制改正が行われた場合は、必要に応じて調査項目の見直しを行う。												
調査の根拠法令	統計法 民間給与実態統計調査規則（昭和 30 年 2 月 22 日大蔵省令第 3 号）												
調査の体系等	民間給与実態統計調査は、「調査票（源泉徴収義務者用）」、「調査票（給与所得者用）」の 2 種類から構成。												
調査の対象（報告者数）	<p>この調査は、各年 12 月 31 日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）を対象としている（下図網掛け部分）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">源泉徴収義務者</th> </tr> <tr> <th>民間の事業所</th> <th>官公庁等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">給与 所得者</td> <td style="background-color: #cccccc;">従業員（非正規を含む。）、役員 全従事員について源泉所得税の 納税がない事業所の従事員</td> <td style="background-color: #cccccc;">国家公務員、地方公務員、公庫職員 等（非正規を含む。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平成 25 年分調査における標本事業所数は 20, 525、標本給与所得者数は 295, 108 である。</p>		源泉徴収義務者		民間の事業所	官公庁等	給与 所得者	従業員（非正規を含む。）、役員 全従事員について源泉所得税の 納税がない事業所の従事員	国家公務員、地方公務員、公庫職員 等（非正規を含む。）	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者			
	源泉徴収義務者												
	民間の事業所	官公庁等											
給与 所得者	従業員（非正規を含む。）、役員 全従事員について源泉所得税の 納税がない事業所の従事員	国家公務員、地方公務員、公庫職員 等（非正規を含む。）											
	労働した日又は時間によって給与の金額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者												
有効回収率（うちオンライン回収率）	<p>平成 25 年分調査における</p> <p>調査対象事業所数 27, 057 事業所</p> <p>有効回答事業所数 20, 525 事業所</p> <p>有効回答率 75. 9%</p> <p>（うちオンライン回収率 6. 9% 1, 863 事業所）</p>												
抽出方法	<p>この調査は、標本として抽出された源泉徴収義務者（以下「標本事業所」という。）及び標本事業所に勤務する給与所得者（以下「標本給与所得者」という。）について行っている。</p> <p>標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の 2 段階からなっている。</p>												

(1) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出している。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課（沖縄国税事務所にあつては総務課。）から調査票を送付している。

(2) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出している。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行っている。

区分 階層	事業所の従事 員数等の区分	全体と しての 事業所 の抽出 率 ①	事業所 におけ る給与 所得者 の抽出 率 ②	全体と しての 給与所 得者の 抽出率 ①×②	標本事 業所数	標本給与 所得者数
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/400	所 4,941	人 17,280
第2層	10～29人	1/200	1/2	1/400	2,056	17,534
第3層	30～99人	1/60	1/5	1/300	2,356	25,078
第4層	100～499人	1/15	1/20	1/300	3,083	33,188
第5層	500～999人	1/3	1/50	1/150	1,806	29,116
第6層	1,000～4,999人	1/1	1/100	1/100	3,237	79,679
第7層	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	499	45,613
第8層	本 社	1/1	1/10	1/10	2,547	47,620
計					20,525	295,108

(注)「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

※ 平成25年分調査

調査票・調査
事項

調査票には、以下のとおり、事業所に関する事項を記入する「源泉徴収義務者用（事業所用）の調査票」と給与所得者に関する事項を記入する「給与所得者用の調査票」の2種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

○源泉徴収義務者用（別添1）

○給与所得者用（別添2）

調査事項は、源泉徴収義務者用の調査票で以下のイ、給与所得者用で以下のロのとおりとなっている。

	<p>イ 源泉徴収義務者に関する事項</p> <p>(イ) 名称又は氏名</p> <p>(ロ) 所在地又は住所</p> <p>(ハ) 企業の主な業務</p> <p>(ニ) 給与所得者用調査票の枚数及び人員数</p> <p>(ホ) 組織及び資本金</p> <p>(ヘ) 給与所得者数</p> <p>(ト) 年間給与支給総額</p> <p>(チ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額</p> <p>ロ 給与所得者に関する事項</p> <p>(イ) 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務</p> <p>(ロ) 年中の給与の受給月数</p> <p>(ハ) 年末調整の有無</p> <p>(ニ) 扶養親族の内訳</p> <p>(ホ) 給与の金額</p> <p>(ヘ) 所得控除額及び税額控除額の内訳</p> <p>(ト) 年税額</p>
調査の時期	<p>(把握時期) 調査対象年 12 月末日現在で把握</p> <p>(調査実施時期) 毎年、調査対象年の翌年 1 月第 2 週～ 2 月末日に調査を実施。</p>
調査の系統・方法	<p>(配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計</p> <p>(系統) 国税庁－民間事業者－報告者</p> <p>○ 調査票の記入については、調査対象者の負担軽減の観点から、事業所において既に作成されている書類 (給与台帳等) から記入することにより作成可能</p>
公表状況	<p>インターネット及び印刷物を通じて、各年ごとに、調査結果の概要、調査結果 (詳細) を公表。調査結果には、抽出率、標準誤差率、正誤情報も含まれる。</p> <p>公表時期は、概要は調査年分の翌年 9 月下旬、詳細 (統計表) は調査年分の翌年 11 月下旬。</p>
使用している統計基準・定義等の提供	<p>国税庁の web サイト等に以下の内容を掲載。(別添 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の説明 (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-01) ・業種の分類 (日本標準産業分類 (平成 19 年 11 月改定)) (総務省) に基づき、14 種類に分類) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-02) ・利用上の注意 (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-04)
推計・集計の方法	<p>民間給与実態統計調査の結果は、「事業所用の調査票」を集計した第 1 表・第 2 表と、「給与所得者用の調査票」を集計した第 1 表・第 2 表以外の統計表とで構成されている。したがって、全国計表の第 1 表・第 2 表とそれ以外の統計表との間には計数に若干の差異がある。</p> <p>統計表の一覧を、国税庁の以下の web サイトに掲載。(別添 3)</p>

	(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-07)
実績精度（全国）	各推定総額についての標準誤差率（平成 25 年）は別添 4 の通り。 統計表を、国税庁の以下の web サイトに掲載。 (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2013.htm#a-02)
利活用事例	財務省主税局において、予算見積り及び税制改正による増減収見込額の算出等に活用されている。
二次利用等の状況	統計法第 32 条の利用は、平成 25 年度 1 件（統計の作成等）。統計法第 33 条の利用は、平成 25 年度は第 1 号、第 2 号ともない。
前回答申時の「今後の課題」の有無・内容	統計審議会の頃も含めて答申はない。
その他 （調査結果の注意点、長期時系列統計からみた推移）	（調査結果の注意点） 標本事業所を抽出する際、業種区分や雇用形態別によっていないため、業種・雇用形態別でみた場合の標本事業所数の非常に少ない箇所の計数の精度は低くなっている。 統計表の利用上の注意を、国税庁の以下の web サイトに掲載。（再掲） (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/top.htm#b-04) （長期時系列） 長期時系列統計からみた主な指標の推移は別添 5 のとおり。 統計表の一覧を、国税庁の以下の web サイトに掲載。 (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_02.htm)